

平成23年6月17日

各 位

生 命 保 険 協 会

未成年者生保支援ネットワークの創設について

今回の東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

生命保険協会では、今回の震災により親その他親権を有する方の全員を亡くされた未成年者(以下、「震災孤児」)に対して生命保険金を適切にお支払いすること等を目的として、行政機関、弁護士会等のご協力を得て、関係者間による情報連携のためのネットワーク(「未成年者生保支援ネットワーク」)を創設しました。

ネットワーク参加者は、震災孤児またはその後見人の方等から生命保険に関する相談があり、参加者自身で対応することが困難な事項が生じた場合などにおいて、生命保険金のお支払に必要な手続のご相談先やその他の震災孤児への支援事項等に関するご相談先等の紹介を行うことができます。

ネットワーク参加者の震災孤児への支援事項等の一覧については、別添資料をご参照ください。

<ネットワーク参加者一覧(平成23年6月17日現在)>※ネットワーク登録順

- ・ 福島県中央児童相談所
- ・ 岩手弁護士会
- ・ 仙台弁護士会
- ・ 岩手県(保健福祉部児童家庭課)
- ・ 福島県弁護士会(予定)
- =====
- ・ 生命保険協会
- ・ 生命保険協会加盟会社(生命保険会社)